平成２１年（フ）第１７１号
埼玉県越谷市大字大泊579番地11
破産者　吉田　圭子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
広島市中区国泰寺町１丁目９番15―1208号
破産者　岡本　隆秀
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１０号
広島市佐伯区楽々園１丁目３番20―101号
破産者　理容室ワンダーランドこと　大田　学
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第８３号
香川県高松市由良町645番地
破産者　稲田ツユ子（旧姓竹井）
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１２８号
香川県高松市香川町浅野1383番地２
破産者　長西エミコ
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第８５８号
熊本県熊本市西梶尾町571番地14
破産者　藤本由美子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１２８０号
熊本市帯山８丁目６番47―108号
破産者　米田　安寛
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０２号
大分市大字勢家1242番地の２エクセル新川302、開始決定時の住所大分市高江中央１丁目37番地の７
破産者　安部ひさ子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第８０５号
福岡県久留米市藤山町1736番地31、申立時の住所大分市大字森447番地の２グリーンアース201
破産者　山内　大樹
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６４号
大分県別府市大字別府3088番地の101
破産者　岩下　　亮
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７３５号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地１棟501号、開始決定時の住所埼玉県吉川市大字吉川605番地２
破産者　馬上　憲男
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
東京都板橋区赤塚７丁目26番４号ハイム矢作103、申立時の住所千葉県山武郡大網白里町季美の森南２丁目21番地３
破産者　小西　茂裕
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第４６７号
宮崎市大塚町京園3119―１　トダカビル402、開始決定時の住所宮崎市大工３丁目227番地東洋クイーン４階
破産者　緒方あつ子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６５９号
宮崎市大塚台東１丁目８番地３、開始決定時の住所宮崎市大字小松3290番地
破産者　志多　寿彦
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第２３５号
新潟市西区みずき野２丁目６番24号　ヴィラしらとり102号
破産者　佐藤　秀彰
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢2103番地
破産者　永井　信子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＤ１―２、前住所栃木県宇都宮市緑２丁目33番10号
破産者　松浦　広紀
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７９号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＤ１―２、前住所栃木県宇都宮市緑２丁目33番10号
破産者　松浦　閑子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１２号
栃木県宇都宮市平出町1318番地８
破産者　小野瀬　剛
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５０号
栃木県宇都宮市今泉町873番地１
破産者　今井　宏樹
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係